

## 首都圏中央連絡自動車道 松尾工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	金抜き設計書 番号141、項目番号16-(5)項目 標識板 反射式B	警戒標識および規制標識に使用される「反射式標識板」の仕様について、カプセル型反射式とありますが、標識板の素地および文字は共に反射式でしょうか。あるいは、素地は反射式で文字は無反射でしょうか。どちらの仕様か、ご教示願います。	設計図書に示すとおり、カプセル型反射式(素地・文字)とお考えください。
2	金抜き設計書 番号 95、96、項目番号 7-(D)、項目 基礎杭 特記仕様書25-6-2 既製杭	鋼管ソイルセメント杭の鋼管杭天端より上部における空掘り部は、改良材の添加量 150kg/m <sup>3</sup> 程度のセメントミルクで搅拌するため、くい上部にソイルセメント柱が造成されます。このため構造物掘削時に、はつりが必要となります。 鋼管ソイルセメント杭の空掘り部のはつりは、本単価項目で計上してよろしいでしょうか、ご教示願います。 本単価項目で計上しない場合、どの単価項目で計上したらよろしいでしょうか、ご教示願います。	共通仕様書2-8-11に示すとおり、構造物掘削の施工に必要な費用に含まれるものとお考えください。
3	特記仕様書13-2 工事用道路の共同使用	特記仕様書13-1「工事用道路の指定」に示されている工事用道路番号⑩、⑩は、特記仕様書13-2 工事用道路の共同使用に該当します。 特記仕様書13-3 工事用道路の維持・補修を行うにあたり、工事用道路番号⑩、⑩それぞれについて、1日あたりの交通量を何台と想定されているか、ご教示願います。	特記仕様書13-2に示すとおり、工事用道路番号⑩は工事用道路の共同使用に該当しません。 なお、工事用道路番号⑩、⑩の交通量については、貴社の施工計画に基づきお考えください。